

高砂市

避難行動要支援者 避難支援の手引き



版数	作成日	運用開始日	作成者
初版	令和5年2月22日	令和5年2月22日	地域福祉課・危機管理室
第二次版			
第三次版			

目 次

1	背景と目的	1
2	基本的な考え方	
	(1) 自助・共助・公助	2
	(2) 避難行動要支援者の自助とその共助	2
3	要配慮者と避難行動要支援者	
	(1) 要配慮者	3
	(2) 避難行動要支援者	3
4	避難支援等関係者と避難支援等実施者	
	(1) 避難支援等関係者	4
	(2) 避難支援等実施者	4
5	避難行動要支援者の登録	
	(1) 要援護者実態調査による登録	5
	(2) 本人又は家族などによる登録	5
6	避難行動要支援者名簿	
	(1) 避難行動要支援者名簿	6
	(2) 名簿の作成と登録	6
	(3) 名簿情報の事前の提供と同意	7
	(4) 不同意者への避難支援等	7
	(5) 避難支援等関係者の守秘義務	7
	(6) 名簿の更新	7
7	個別避難計画	
	(1) 個別避難計画の作成	8
	(2) 個別避難計画の記載事項	8
	(3) 個別避難計画作成に必要な書類	8
	(4) 避難支援等実施者の確保	9
	(5) 避難支援等実施者の選定	9
	(6) 個別避難計画の検討	9
	(7) 個別避難計画の管理	9
8	災害発生時の安否確認と避難誘導	
	(1) 避難行動要支援者の支援組織	10
	(2) 災害別による避難行動要支援者への対応等の違い	10
	(3) 避難支援等関係者の避難支援等と安全確保等	11
	(4) 避難情報の発令・伝達方法等	11
	・ 情報伝達方法の例	12

9 指定避難所一覧	13
10 関係法令	14~18
• 様式集 (資料1~6・記載例)	19

1 背景と目的

近年の豪雨災害や大地震では、自力での避難が困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者が犠牲になるケースが全国的に多く見られており、東日本大震災では、被災地全体の死者のうち65歳以上の高齢者が約6割、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍にもなりました。

また、避難支援に従事した消防団員や民生委員・児童委員など支援者自身も避難が遅れ、消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員・児童委員の死者・行方不明者は56名にのぼりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）が平成25年6月に改正され、全国の市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられました。

その後、令和3年5月に法が改正され、「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となりました。

また、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画について、市町村が主体となり、地域の実情に応じて概ね5年程度で作成に取り組むことが示されました。

この法改正を受け、高砂市ではこの度、「高砂市避難行動要支援者避難支援の手引き」を作成しました。

この手引きをもとに、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことで地域における共助による避難支援体制づくりを促進し、安心して暮らすことができる地域を目指します。

2 基本的な考え方

(1) 自助・共助・公助

大規模な災害の発生時には、防災関係機関自体が被災するなど、各自治体等の災害対応（公助）は相当な時間を要することが考えられます。そのような状況では、住民一人ひとりが自らの生命を災害から守る適切な災害対応や避難行動（自助）が必要であり、自らを守ることができない場合には、隣近所をはじめとした地域団体による救助、避難支援、安否確認等の活動（共助）が欠かせません。

(2) 避難行動要支援者の自助とその共助

避難行動要支援者は、避難行動が限られ自助が困難な場合があり、避難支援等関係者の存在と共助が欠かせません。

3 要配慮者と避難行動要支援者

(1)要配慮者（法第8条第2項第15号）

要配慮者とは、大地震や風水害などの災害が発生したときに、安全な場所に避難することや必要な情報を把握することなど、災害時に必要な行動をとる際に特に配慮を要する人をいいます。

主に高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児などが該当します。

(2)避難行動要支援者（法第49条の10第1項）

避難行動要支援者とは、在宅で生活する要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人でその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人です。

参 考

〈避難行動要支援者と考えられる例〉

- ① 介護保険の要介護認定者(要介護度3～5)で在宅生活している人
- ② 身体障害者（身体障害者手帳1級・2級を所持する人）
- ③ 知的障害者（療育手帳Aを所持する人）
- ④ 上記のほか、災害時に支援が必要な人

※同居家族がいる場合であっても、時間帯等によって一人となるケースや高齢者のみのケースなどで避難が困難な状況にある人も含みます。

4 避難支援等関係者と避難支援等実施者

(1) 避難支援等関係者（法第49条の11第2項）

避難支援等関係者は、日頃からの声掛け等を通じて避難行動要支援者の見守りを行うことや、災害発生時に避難行動要支援者の避難支援や安否確認、避難所等での生活支援の実施に関わります。

避難支援等関係者

- ・自主防災組織
- ・民生委員・児童委員
- ・消防機関
- ・地域包括支援センター
- ・相談支援専門員
- ・自治会
- ・警察機関
- ・社会福祉協議会
- ・介護支援専門員

など

(2) 避難支援等実施者（法第49条の14第3項第1号）

避難支援等実施者とは、避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認など、災害から生命や身体を保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施する人です。

避難支援等実施者

- ・近隣住民
- ・民生委員・児童委員
- ・自治会役員

など

5 避難行動要支援者の登録

(1) 要援護者実態調査による登録

本市では、毎年9月から11月の間に要援護者実態調査を実施しています。要援護者実態調査は、高齢者等が適切な支援を受け、安心して地域で暮らせるように、また、災害時における救援活動に備えるため、民生委員・児童委員等の協力を得て実施しています。調査方法は、民生委員・児童委員等が対象者宅に訪問又は電話で行います。

民生委員・児童委員等が調査を通じて、要援護者の福祉課題等を把握すると共に、必要に応じて避難行動要支援者への登録を呼びかけます。

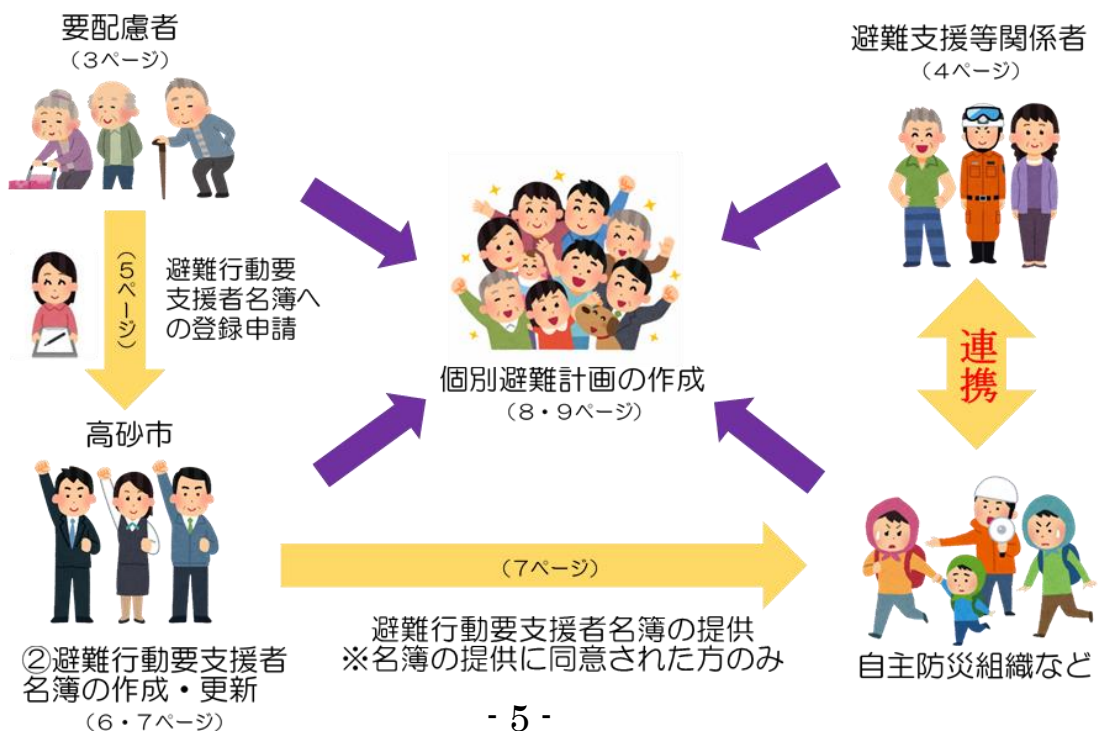
要援護者実態調査により避難行動要支援者の登録を行う場合、民生委員・児童委員が本市に届け出を行います。この届け出を行う場合、個人情報提供について本人の同意を求めます。

(2) 本人又は家族などによる登録

(1)によらない場合でも、本人又は配偶者などから、本市に避難行動要支援者名簿登録申請書（資料1）を提出することにより、避難行動要支援者として登録されます。

また、避難行動要支援者名簿登録申請書を提出する際に、個人情報提供について同意を求めます。

避難行動要支援者への登録から個別避難計画作成までの流れ



6 避難行動要支援者名簿

(1) 避難行動要支援者名簿（法第49条の10第1項及び第2項）

避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）とは、避難行動要支援者について、避難支援等の実施に必要な情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由など）を記載したものです。

(2) 名簿の作成と登録（法第49条の11第1項）

本市では、5 避難行動要支援者の登録に記載している方法により名簿を作成しています。名簿の登録時に災害時における避難支援等を円滑に行うことを目的に、避難支援等関係者へ情報提供することについて同意を求めています。

同意署名欄（要援護者実態調査 個人台帳より抜粋）

個人情報の提供について	<input type="checkbox"/> 同意します	<input type="checkbox"/> 同意しません	
	※同意される場合は、同意署名欄に必ず署名をお願いします。		
	<input type="checkbox"/> 引き続き同意確認	令和 年 月 日 同意署名済み	
※同意署名欄への署名は必要ありません。			
【同意署名欄】			
私は、私の個人情報が高砂市並びに高砂市社会福祉協議会等が実施する小地域福祉活動や防災訓練等の事前対策、災害時における情報提供、安否確認、避難誘導などの支援に活用されるため、高砂市の関係部局や地域で支援を行う自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、消防団、避難支援者に提供されること、並びに転出などの異動情報を反映するため住民基本台帳と照合することに同意します。			
また、高砂市の保有する介護保険要支援・要介護認定区分情報、障害種別・区分・等級情報の提供についても同意します。			
	年 月 日		
	本人氏名		
	代理人又は代筆者		本人との関係（ ）
(本人が署名できない場合又は未成年の場合、記入してください。)			

※認知機能の低下などにより判断できる能力を有していない方は、親権者や法定代理人等に同意を求めてください。

(3)名簿情報の事前の提供と同意（法第49条の11第2項）

名簿の情報は、災害時に円滑かつ迅速な避難支援等に結びつけるため、避難支援等の実施に必要な範囲でその地域の自主防災組織・自治会（以下「自主防災組織等」という。）へ事前に提供します。

ただし、個人情報保護の観点から、避難行動要支援者の同意を得た名簿情報のみを提供します。

(4)不同意者への避難支援等（法第49条の11第3項）

法第49条の11第3項の規定により、「高齢者等避難」や「避難指示」などが発令された場合は、生命を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、本人の同意なしに避難支援等関係者に名簿の提供を行うことができます。

(5)避難支援等関係者の守秘義務（法第49条の13第1項）

名簿は個人情報のため、自主防災組織等などの地域の団体が情報を取り扱うに際し、正当な理由なく避難行動要支援者に関して名簿から知り得た情報を漏らすことがないように、関係する方々に守秘義務が課されています。

(6)名簿の更新

本市が保管する名簿は、関係課から提供された情報や要援護者実態調査の結果及び本人や関係者からの申し出により、毎年更新しています。

また、各地域で共有するための名簿についても、更新後に新たな名簿を提供しています。

7 個別避難計画

(1) 個別避難計画の作成（法第49条の14第1項）

災害時に避難行動要支援者の避難支援等を的確に実施するためには、誰（避難支援等実施者）が誰（避難行動要支援者）をどこ（避難場所等）に避難させるかなどを、調整役となる避難支援等関係者を中心に、避難行動要支援者と避難支援等関係者が話し合い、必要な避難支援等ができるように個別避難計画を作成することが重要です。

(2) 個別避難計画の記載事項（法第49条の14第3項）

個別避難計画には、名簿の情報に加え、避難支援等実施者、避難支援時の留意点、避難支援の方法や避難場所までの経路などを記載します。

(3) 個別避難計画作成に必要な書類

個別避難計画の作成を行うには、自主防災組織等から本市に避難行動要支援者名簿等の提供依頼書（資料2）を提出し、次の資料を受領してください。

1. 「避難行動要支援者名簿」（資料3）
2. 「個別避難計画」（資料4）
3. 「緊急連絡カード」（資料5）
4. 「防災カード」（資料6）

この書類をもって避難行動要支援者本人との面談・聞き取りを行い、台帳に未記入の情報やその他支援に必要な情報などを記入してください。

手書きで記入したものを市へ提出していただくとデータ整備後、関係者（避難行動要支援者、自主防災組織等、避難支援等実施者）の部数を用意し、自主防災組織等の会長に配布します。

(4) 避難支援等実施者の確保

個別避難計画を作成する際には、緊急時に速やかな対応がとれるように、避難行動要支援者の近隣にお住まいの2名を選出していただきます。

避難支援等実施者は、任意の協力によるものであり、責任を負うものではありません。

(5) 避難支援等実施者の選定

避難支援等実施者は、避難行動要支援者本人が希望する人になっていただくことを基本としていますが、自主防災組織等で平常時から避難支援等実施者になり得る候補者をリスト化しておくことで選定がスムーズに行えます。

(6) 個別避難計画の検討

個別避難計画の検討には、関係機関との連携が重要です。

地域内での情報発信などを総括的に行っている自治会、見守り活動を行っている民生委員・児童委員、ケアマネジャーなど避難行動要支援者をよく知る福祉関係者などが連携することで、きめ細やかな避難行動要支援者のニーズを把握することができます。

(7) 個別避難計画の管理（法第49条の17第1項）

作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人、自主防災組織等代表者、各避難支援等実施者に1部ずつ提供し、情報を共有していただきますが、記載されている内容は個人情報ですので、取り扱いにはご注意ください。

8 災害発生時の安否確認と避難誘導

(1) 避難行動要支援者の支援組織

災害時には多くの住民が不安な気持ちを抱きながら避難所に避難します。そのような中で避難行動要支援者は、周りの人たちの協力がなければ迅速に避難をすることができません。そうした時に最も頼りになるのは、隣近所をはじめとした地域団体の人たちです。

そこで、避難行動要支援者の支援組織となる避難支援等関係者は、連携・協力して避難支援等を進める必要があります。

(2) 災害別による避難行動要支援者への対応等の違い

①地震などの大規模災害の場合

地震などの大規模災害時は、負傷などにより誰もが要配慮者になる可能性があるため、まずは自分自身や家族の安全を確保してから行動します。

次に、隣近所の住人や地域に住む要配慮者に声をかけ、安否確認を行います。安否確認の後、家屋の倒壊などによって避難を要する場合には、要配慮者と一緒に避難します。

その他、地割れや火災などにより想定していた避難所へのルートが遮断されている可能性もありますので、住民同士で情報を提供し合い、安全なルートを確認しながら避難しましょう。

②風水害などの予測可能な災害の場合

風水害などの予測可能な災害時には、避難情報等に基づいて早めの避難行動が重要です。避難情報等を入手したら、要配慮者やその家族に情報を伝え、一緒に避難します。増水や土砂崩れなどにより、想定していた避難所へのルートが使えない可能性もありますので、避難に危険が伴うような状況では、自宅の2階などの高所に避難することも考えられます。

(3) 避難支援等関係者の避難支援等と安全確保等

避難支援等関係者は、避難に関する情報を把握した場合、名簿情報や個別避難計画に基づき避難支援等を実施しますが、避難支援等関係者に危害が及ぶような状況では避難支援等が困難な場合もあるため、避難支援等関係者の安全が確保できる範囲で支援を行ってください。

そして、災害の状況により、避難支援等関係者が全力で助けようとしても避難支援等ができない可能性もあることを避難行動要支援者本人に説明し、理解を得る必要があります。

(4) 避難情報の発令・伝達方法等

本市より、災害による被害が想定される地域等の住民に対して、避難に関する情報を様々な情報伝達の手段を活用し、避難所の開設情報と併せてお知らせします。

また、避難に関する情報には3段階（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）の発令があり、それぞれの段階で、対象となる地域等の住民に求められる行動には違いがあります。

警戒レベル	レベル分けされた情報	住民がとるべき行動
5	緊急安全確保（高砂市） 大雨特別警報（気象庁）	命の危険 直ちに安全確保
4	避難指示（高砂市） 土砂災害警戒情報、氾濫危険情報（気象庁）	危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難（高砂市） 大雨警報、洪水警報、氾濫警戒情報（気象庁）	危険な場所から高齢者等は避難
2	大雨注意報、洪水注意報（気象庁）	自らの避難行動を確認
1	早期注意情報（気象庁）	災害への心構えを高める

高砂市 関係河川の 水位情報	河川名	加古川	法華山谷川	天川
	観測所名	国包	魚橋	牛谷
	【警戒レベル4】 避難指示	4.70m	4.40m	3.20m
【警戒レベル3】 高齢者等避難	4.30m	3.10m	2.50m	

情報伝達方法の例

防災ネットたかさご（ひょうご防災ネット）

「防災ネットたかさご」は、災害が起きたときにスマートフォン・携帯電話やパソコンを使って避難情報などを提供するネットワークシステムで、随時防災情報を配信しています。



防災行政無線

本市から災害時に避難情報等を発信する際に対象地域にある防災行政無線から情報を放送します。市内に64カ所配備しています。

たかさご防災アラート

防災行政無線の放送内容が確認できるスマートフォンアプリです。

緊急時は、最大音量でスマートフォンから通知されます。

IOS
(iPhone)用



Android用

地上デジタル放送テレビのデータ放送（NHK等）

災害時に兵庫県内の市町が発信する情報を、地上デジタル放送テレビのデータ放送を通じていち早く住民に伝えるシステムが運用されています。リモコンの「d（データ放送）ボタン」からみることができます。

電話・FAX配信サービス

視覚や聴覚に障がいがある方で、携帯電話やスマートフォンを所有していない方が対象のサービスです。登録した自宅の電話に災害時の緊急情報を自動音声でお届けします。音声で聞き取ることが難しい場合は、自動FAX配信にすることも可能です。



※このページに関する問い合わせ先
危機管理室 079-443-9008

9 指定避難所一覧

※指定避難所とは、災害で家が使えない人などが、安全になるまで過ごすところです。

	施設名	住所
高	高砂小学校	高砂町大工町810-1
	高砂中学校	高砂町大工町638
	高砂高等学校	高砂町朝日町2-5-1
砂	高砂南高等学校	西畑2-1-12
	高砂公民館	高砂町横町1099-1
荒	荒井小学校	荒井町東本町10-1
	荒井中学校	荒井町千鳥3-1-1
	荒井公民館	荒井町扇町2-24
伊	伊保小学校	伊保東1-18-1
	伊保南小学校	梅井2-4-1
	中央公民館（兼伊保公民館）	伊保東1-18-6
中	中筋小学校	中筋1-2-1
	竜山中学校	松陽3-1
	中筋公民館	中筋3-5-24
曾	曾根小学校	曾根町2500
	松陽中学校	松陽1-11-1
	松陽高等学校	曾根町2794-1
	曾根公民館	曾根町2243-13
米	米田小学校	米田町米田451
	米田西小学校	米田町塩市17-1
	宝殿中学校	米田町米田1174-1
	米田公民館	米田町米田734
	総合運動公園（総合体育館）	米田町島526
阿	阿弥陀小学校	阿弥陀町阿弥陀1153-1
	鹿島中学校	阿弥陀町阿弥陀1979-3
	白陵高等学校	阿弥陀町阿弥陀2260
	阿弥陀公民館	阿弥陀町阿弥陀1173-1
北	北浜小学校	北浜町北脇34-5
	北浜公民館	北浜町北脇74-3

※災害時に実際に避難する場合は、避難所として開設されているかどうかを「防災ネットたかさご」などで確認してから避難してください。

10 関係法令

災害対策基本法〔昭和36年11月15日法律第223号〕抜粋

（施策における防災上の配慮等）

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 災害及び災害の防止に関する科学研究とその成果の実現に関する事項

二 治山、治水その他の国土の保全に関する事項

三 建物の不燃堅^{ろう}牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項

四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項

五 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項

六 災害の予報及び警報の改善に関する事項

七 地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第三号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項

八 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項

九 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項

十 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項

十一 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項

十二 地方公共団体の相互応援、第六十一条の四第三項に規定する広域避難及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項

十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「**要配慮者**」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

十六 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項

十七 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項

十八 防災上必要な教育及び訓練に関する事項

十九 防災思想の普及に関する事項

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「**避難行動要支援者**」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「**避難支援等**」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「**避難行動要支援者名簿**」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「**名簿情報**」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援

等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（個別避難計画の作成）

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。
- 3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 **避難支援等実施者**（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

（個別避難計画情報の利用及び提供）

- 第四十九条の十五** 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
 - 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
 - 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

様式集 資料 1 ～ 6 ・ 記載例

避難行動要支援者名簿登録申請書

資料 1(表)

高砂市長様

私は、災害時等に自ら避難することが困難であり、自力で避難することができないため、避難行動要支援者への登録を申請します。

自治会名			申請日	年 月 日		
フリガナ			生年月日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日 西 曆		
氏名				電話番号		
住所	〒 ー			性別		
				同居家族の人数	人	
緊急時の家族等の連絡先	氏名			続柄		
	住所	〒 ー		自宅電話		
				携帯電話		
	氏名			続柄		
	住所	〒 ー		自宅電話		
				携帯電話		
	居住建物の構造 (□に✓を入れる)	<input type="checkbox"/> 1戸建 <input type="checkbox"/> 2世帯住宅 <input type="checkbox"/> 民間集合住宅(アパート・マンション等) <input type="checkbox"/> 公営住宅				
		<input type="checkbox"/> 木造(在来工法・ツーバイフォー) <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 重量鉄骨造			<input type="checkbox"/> 平屋建 <input type="checkbox"/> 2階建	
<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()			<input type="checkbox"/> 3階建			
日中いる部屋	寝室の位置		緊急通報システム	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
特記事項						
かかりつけ医	医療機関名 ① (診療科名)					
	担当医師名			電話番号		
	医療機関名 ② (診療科名)					
	担当医師名			電話番号		
要援護者の状況 (□に✓を入れる)	<input type="checkbox"/> 一人暮らし <input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(級) <input type="checkbox"/> 療育手帳(判定) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳(級) <input type="checkbox"/> 要介護認定状態区分() <input type="checkbox"/> その他(難病、人工透析等)					

【避難支援等実施者】(災害時等に避難誘導、安否確認等を行う方)			
氏名		続柄	
住所	〒 ー	電話番号	
氏名		続柄	
住所	〒 ー	電話番号	
治療中の病気 又は障害名			
治療(障害)内容			
補装具、医療や 介護に必要な器 具等	器具名		
	メーカー名		
	取扱店連絡先		
支援時の 留意事項			
情報伝達方法			
避難場所①		避難場所②	
民生委員・ 児童委員		連絡先	
【あなたが受けたい支援】 ※該当する□に✓を入れてください。(複数可)			
<input type="checkbox"/> 避難時の支援 (避難する時に、支援して欲しい)			
<input type="checkbox"/> 避難時の誘導 (自力歩行は可能なので、避難場所まで誘導して欲しい)			
<input type="checkbox"/> 避難情報の伝達 (避難勧告などが出た場合に、情報を伝えて欲しい)			

同意署名欄

私が届け出た個人情報を避難支援等を目的として、高砂市が避難支援等関係者(自主防災組織、民生委員・児童委員等)に提供し、情報を共有することに同意します。

本人署名 _____

※代筆の場合は代筆者名を記載してください。

また、本人同意の意思表示ができない、本人が未成年であるなどの場合は代理人の署名。

代理人署名 _____

本人との関係()

年 月 日

高 砂 市 長 様

住 所 _____

自主防災会（自治会）名 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

避難行動要支援者名簿等の提供依頼書

災害時に地域の避難支援等に役立てるため、下記書類の提供を依頼します。

提供された書類については、厳重に管理を行うとともに、その利用を災害時の避難行動要支援者の支援の目的のみに使用することを誓約します。

記

1. 避難行動要支援者名簿（地区名： _____ ）
2. 個別避難計画
3. 緊急連絡カード
4. 防災カード

以上

避難行動要支援者名簿

取扱注意

(自治会：)

番号	同意	避難行動要支援者				避難場所	情報伝達方法	支援時の留意事項 (障害の程度、 必要な機材等)	緊急連絡先		避難支援者		
		住所	氏名	年齢	性別				電話番号	氏名	電話番号	順位	氏名
1											第1		
											第2		
2											第1		
											第2		
3											第1		
											第2		
4											第1		
											第2		
5											第1		
											第2		
6											第1		
											第2		
7											第1		
											第2		
8											第1		
											第2		
9											第1		
											第2		
10											第1		
											第2		
11											第1		
											第2		
12											第1		
											第2		

個別避難計画

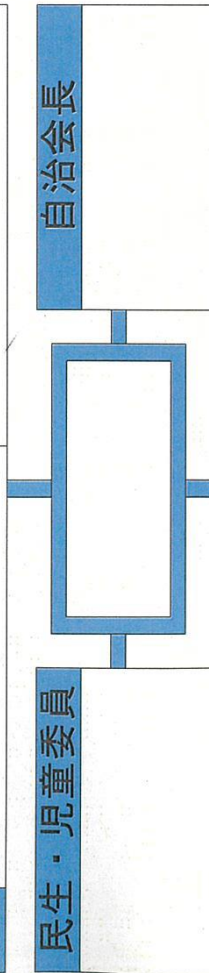
自治会			自主防災会名			
フリガナ 氏 名	-----		生年月日 年 齢	生 (歳)		
住 所	〒		自宅電話			
			携帯電話			
代理記載及び申請の場合	氏 名			登録者との関係		
緊急時の家族 等の連絡先	氏名			続 柄	生年月日	
	住所	〒			自宅電話	
					携帯電話	
	氏名			続 柄	生年月日	
	住所	〒			自宅電話	
					携帯電話	
	家族構成、同居状況等			居住建物の構造		
				普段いる部屋		
			寝室の位置			
			緊急通報システム	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
居宅介護支援事業所又は相談支援事業所						
ケアマネジャー又は相談支援専門員				TEL		
かかりつけ医	医療機関名			TEL		
	医療機関名			TEL		

対象者区分						
要支援者の 状況						
避難支援等 実施者 (避難誘導、 安否確認等)	第 1	氏名			続 柄	生年月日
		住所	〒			自宅電話
				携帯電話		
	第 2	氏名			続 柄	生年月日
		住所	〒			自宅電話
				携帯電話		
	治療中の病気 又は障害名					
	治療（障害）内容					
補装具、医療や 介護に必要な器具	器 具 名					
	メーカ一名					
	取扱店連絡先					
支援時の留意事項						
情報伝達方法						
避難場所①				民生委員		
避難場所②				自宅電話	携帯電話	

緊急連絡カード

氏名	生年 月日	(歳)
住所	〒	
電話 自宅	携帯	

緊急連絡先①		緊急連絡先②
氏名		
住所		
電話 (携帯)	() () ()	
続柄	祖母	



避難支援者①		避難支援者②
氏名		
住所		
電話 (携帯)	() () ()	
続柄		

かかりつけ医	医療機関名		担当医
	電話		
緊急避難所①	医療機関名		担当医
	電話	②	
支援時の留意事項			
その他・備考			

※ 備考欄

備考欄	
-----	--

防災カード

フリガナ 氏 名			生年月日 年 齢	
住 所		自宅電話		
		携帯電話		
避難場所①		避難場所②		
支援時の 留意事項				

自宅周辺の地図
避難所までの経路を
記載

個別避難計画

自治会	千鳥自治会		自主防災会名	千鳥自主防災会			
フリガナ	アライ タロウ		性別	男	生年月日	昭和〇年〇月〇日	生
氏名	荒井 太郎		年齢	(80歳)			
住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇		自宅電話	〇〇〇-〇〇〇〇			
	高砂市荒井町千鳥1丁目1番〇〇号		携帯電話	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
代理記載及び申請の場合	氏名	登録者との関係					
緊急時の家族等の連絡先	氏名	荒井 一郎	続柄	長男	生年月日	昭和〇年〇月〇日	
	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇		自宅電話	〇〇〇-〇〇〇〇		
		高砂市荒井町千鳥1丁目1番〇号		携帯電話	000-0000-0000		
	氏名	高砂 花子	続柄	長女	生年月日	昭和〇年〇月〇日	
	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇		自宅電話	〇〇〇-〇〇〇〇		
		高砂市荒井町千鳥1丁目1番〇号		携帯電話	000-0000-0000		
家族構成、同居状況等	居住建物の構造		木造 2階建				
	普段いる部屋		1階居間				
	寝室の位置		1階玄関右側の部屋				
	緊急通報システム		<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし				
居宅介護支援事業所又は相談支援事業所	〇〇介護支援事業所						
ケアマネジャー又は相談支援専門員	〇〇 〇〇		TEL	〇〇〇-〇〇〇〇			
かかりつけ医	医療機関名	〇〇病院		TEL	〇〇〇-〇〇〇〇		
	医療機関名	〇〇眼科		TEL	〇〇〇-〇〇〇〇		
対象者区分	70歳以上一人暮らし高齢者						
要支援者の状況	自力での歩行が困難。						
避難支援等実施者(避難誘導、安否確認等)	第1	氏名	〇〇 〇〇	続柄	隣人		
		住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇		自宅電話	〇〇〇-〇〇〇〇	
		高砂市荒井町千鳥1丁目1番△号		携帯電話	000-0000-0000		
	第2	氏名	〇〇 〇〇	続柄	次女の夫		
住所		〒 〇〇〇-〇〇〇〇		自宅電話	〇〇〇-〇〇〇〇		
	高砂市荒井町千鳥1丁目1番〇△号		携帯電話	000-0000-0000			
治療中の病気又は障害名	高血圧・糖尿病						
治療(障害)内容	降圧剤・インスリン投与						
補装具、医療や介護に必要な器具	器具名	松葉づえ					
	メーカー名	〇〇補装具店					
	取扱店連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇					
支援時の留意事項	歩行が困難なため、誘導が必要 階段を登れないため2階への避難が困難						
情報伝達方法	町内放送が聞こえないため個別連絡が必要。						
避難場所①	〇〇小学校		民生委員	〇〇 〇〇			
避難場所②	〇〇公民館		自宅電話	〇〇〇-〇〇〇〇	携帯電話	000-0000-0000	